

# 市川市使用料・手数料 の見直しについて

市政戦略会議(第2回目)資料

平成25年6月19日

財政部 財政課

# 使用料の算出方法について

①	1㎡、1時間あたりの原価から算出する施設 (公民館等の貸館等)	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{施設総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$
②	1人あたりの原価から算出する施設 (市民プール等)	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用者数}} \times \text{受益者負担割合}$
③	1時間あたりの原価から算出する施設 (中国分スポーツ広場等)	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$

# 使用料算出基準案① 算入経費の変更

## 【使用料の管理運営費に算入する経費について】

区分	現行基準	新基準(案)
人の経費	職員人件費(給料、職員手当等、共済費)、報酬、賃金	変更無し
	---	退職給付引当金繰入額を追加
物の経費	需用費(光熱水費、施設修繕料等)、役務費、委託料、使用料及び賃借料(用地賃借料以外)、原材料費等	変更無し
	---	用地賃借料を追加
その他経費	減価償却費	変更無し
	---	公債費利子を追加

# 使用料算出基準案② 面積の変更

【現行基準】管理運営費を「施設の総面積」で割って1㎡あたりの単価を算出

$$\frac{\text{管理運営費}}{\text{施設総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合} = \text{1㎡、1時間あたり単価}$$



【新基準(案)】管理運営費を使用料徴収の対象となる「貸室の総面積」で割って1㎡あたりの単価を算出

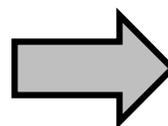
$$\frac{\text{管理運営費}}{\text{使用料を徴収する貸室の総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合} = \text{1㎡、1時間あたり単価}$$

【現行基準】

施設総面積A+B+C+D		500㎡
A 会議室	B 会議室	
100㎡	140㎡	
C 共用スペース (廊下・トイレ等)	D 事務室	
180㎡	80㎡	

【新基準(案)】

貸室総面積A+B		240㎡
A 会議室	B 会議室	
100㎡	140㎡	
C 共用スペース (廊下・トイレ等)	D 事務室	
180㎡	80㎡	



# 使用料の算出例① 公民館

		現行基準による試算(総面積ベース)		新基準(案)による試算(貸室面積ベース)		
算出基準 (㎡・時間単価)		$\frac{\text{管理運営費}}{\text{施設総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$		$\frac{\text{管理運営費}}{\text{貸室総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$		
公民館(16館合計) 【23年度決算ベース】		$\frac{564,108 \text{千円}}{23,388.26 \text{㎡} \times 4,008 \text{時間}} \times 50\%$		$\frac{571,656 \text{千円}}{9,615.44 \text{㎡} \times 4,008 \text{時間}} \times 50\%$		
㎡・時間 単価	A	現行基準による試算	参考:現行使用料	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;">                     A×部屋ごとの面積を乗じてBを算出                      左は中央公民館第1会議室(81.8㎡)のもの                 </div>		
		3.01円	3.11円			7.42円
使用料額 (1時間当たり)	B	240円	250円			600円
使用料収入額 (100%稼働時)	C	116,000千円	119,900千円			286,000千円
管理運営費 合計	D	564,108千円		571,656千円		
受益者 負担割合	E	50%		50%		
100%稼働時 の負担割合	F	21%	21%	C/Dで算出	50%	

## 【補足説明】

上記は稼働率100%という条件設定で算出している。また、減免などの政策的要因もあり、実際の収入額及び負担割合は下記のとおりとなる。

		現行基準による試算(総面積ベース)	23年度決算額	新基準(案)による試算(貸室面積ベース)
使用料収入額	G	38,100千円	39,430千円	93,900千円
減免額	H	9,400千円	9,714千円	23,200千円
使用料合計 (減免額を含む)	I	47,500千円	49,144千円	117,100千円
実際の負担割合	J	7%	7%	G/Dで算出 16%
実際の負担割合 (減免額を含む)	K	8%	9%	I/Dで算出 20%

# 使用料の算出例② 市民プール

		現行基準による試算		新基準(案)による試算	
算出基準 (1人あたり単価)		$\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用者数}} \times$	受益者負担 割合	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用者数}} \times$	受益者負担 割合
市民プール 【23年度決算ベース】		$\frac{121,729 \text{千円}}{94,507 \text{人 (過去3カ年最大)}} \times$	50%	$\frac{122,397 \text{千円}}{80,499 \text{人 (過去3カ年平均) ①}} \times$	50%
使用料額 (1人・1日あたり)	A	現行基準による試算 640円	参考: 現行使用料 ○現行使用料 ・大人 700円(A) ・高校生 470円 ・小中学生 230円 ・幼児 無料		760円
	B	一律大人料金 の場合の 使用料収入額(※) 51,500千円	56,300千円	A×①で算出	61,200千円
管理運営費 合計	C	121,729千円		122,397千円	
受益者 負担割合	D	50%		50%	
一律大人料金 の場合の 負担割合(※)	E	42%	46%	B/Cで算出	50%

※過去3カ年平均の年間利用者数を基に算出

## 【補足説明】

上記Bは年間利用者数が80,499人という条件設定で算出している。また、幼児無料などの政策的要因もあり、実際の収入額及び負担割合は下記のとおりとなる。

		現行基準による試算	23年度決算額	新基準(案)による試算
使用料収入額	F	23,500千円	25,678千円	27,900千円
減免額	G	4,100千円	4,464千円	4,900千円
使用料合計 (減免額を含む)	H	27,600千円	30,142千円	32,800千円
実際の負担割合	I	19%	21%	F/Cで算出 23%
実際の負担割合 (減免額を含む)	J	23%	25%	H/Cで算出 27%

## 使用料の算出例③ 中国分スポーツ広場

		現行基準による試算		新基準(案)による試算	
算出基準 (時間単価)		$\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$		$\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$	
中国分スポーツ広場 【23年度決算ベース】		$\frac{12,310 \text{千円}}{3,940 \text{時間} \text{ ①}} \times 50\%$		$\frac{12,571 \text{千円}}{3,940 \text{時間} \text{ ①}} \times 50\%$	
使用料額 (1時間あたり)	A	現行基準による試算	参考: 現行使用料		
		1,560円	○現行使用料 ・一般 1,000円(A) ・学生 500円	1,590円	
使用料収入額 (100%稼働時)	B	6,100千円	3,900千円	A×①で算出	6,300千円
管理運営費 合計	C	12,310千円			12,571千円
受益者 負担割合	D	50%			50%
100%稼働時 の負担割合	E	50%	32%	B/Cで算出	50%

### 【補足説明】

上記は稼働率100%という条件設定で算出している。また、学生料金などの政策的要因もあり、実際の収入額及び負担割合は下記のとおりとなる。

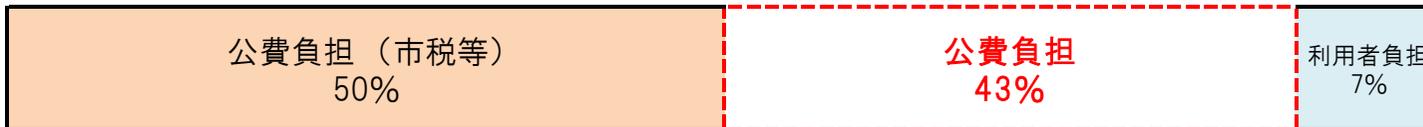
		現行基準による試算	23年度決算額	新基準(案)による試算
使用料収入額	F	1,500千円	987千円	1,600千円
減免額	G	1,500千円	950千円	1,500千円
使用料合計 (減免額を含む)	H	3,000千円	1,937千円	3,100千円
実際の負担割合	I	12%	8%	F/Cで算出 13%
実際の負担割合 (減免額を含む)	J	24%	16%	H/Cで算出 25%

# 管理運営費負担の適正化(公民館の例)

【設定】



【現状】



新基準(案)で  
改定した場合

【新基準(案)】



【政策的要因】  
・減免等

【稼働率の低さ】  
・立地条件(利便性)  
・利用のしづらさ  
・ニーズ自体が少ない等

【公費で負担】

- ・政策的配慮によるもの
- ・行政側の運営努力で対応すべきもの

# 手数料について

## 【各種証明手数料 近隣市比較】

平成25年4月1日現在

種 類		市川市	船橋市	松戸市	柏市	浦安市
税関係手数料	納税証明書の交付	300円	300円	300円	300円	300円
住民基本台帳関係手数料	住民票の写しの交付	300円	300円	300円	300円	300円
	住民基本台帳カードの交付	500円	500円	500円	500円	500円
印鑑登録証明関係手数料	印鑑登録証明書の交付	300円	300円	300円	300円	300円

## 各委員からの質問及び回答一覧

質問番号	質問	回答
1	市が管理する公民館や施設を使用する際、使用料について減免が適用される団体は稼働率の中でのどのくらいあるのか。	○利用に占める減免額の割合として回答します。 〔公民館〕 19.8% 〔市民プール〕 14.8% 〔中国分スポーツ広場〕 49.0% 【合計】 18.6%
2	昨年1年間の減免した額は、トータルでどのくらいの金額になるのか。	○減免額について回答します。 〔公民館〕 9,714千円 〔市民プール〕 4,464千円 〔中国分スポーツ広場〕 950千円 【合計】 15,128千円
3	減免が適用される団体で市からの補助金を受けている団体はどのくらいあるのか。	○減免団体数について回答します。 〔公民館〕 134団体(登録数) 〔市民プール〕 16団体(23年度実績) 〔中国分スポーツ広場〕 29団体(23年度実績)  ○補助金を受けている団体数について回答します。 〔公民館〕 集計不能 〔市民プール〕 5団体 〔中国分スポーツ広場〕 0団体
4	補助金を受けながら、施設使用料を払っている団体はあるのか。	○不明です ・市から補助金を受けている団体を抽出することは困難です。 ・また、さまざまな施設で異なる減免対象を設定している中では、補助を受けている団体を抽出することが出来たとしても、これをさらに「使用料を払っている団体」と「使用料を払っていない団体」に選別することは困難です。
5	財政課の資料2ページにある、「使用料の徴収あり」に挙げられている全ての施設の①経費(管理運営費)、②使用料収入額、③稼働率、④稼働率の中で、市や使用料免除団体(使用料収入のない利用)がどのくらい占めているかわかる資料。	①～④の各数値について回答します。④については質問番号11に対する回答と同様に、利用に占める減免額の割合として回答します。 〔公民館〕 ①571,656千円 ②39,430千円 ③39.0% ④19.8% 〔市民プール〕 ①122,397千円 ②25,678千円 ③---% ④14.8% 〔中国分スポーツ広場〕 ①12,571千円 ②987千円 ③62.3% ④49.0% 【合計】 ①706,624千円 ②66,095千円 ③--- ④18.6%
6	今回の見直しの対象にならないものも、全体の状況を知りたいので、①経費(管理運営費)、②使用料収入額、③経費と使用料収入額の差が大きいものに関しては、その理由として考えられること。	①～③の各数値について回答します。 〔自転車駐輪場〕 ①559,197千円 ②477,257千円 ③放置自転車対策として、無料駐輪場を設置したり、経費に対して使用料を安く抑えている駐輪場があるため。 〔幼稚園保育料〕(22年度実績) ①375,071千円 ②142,264千円 ③公費負担25%相当分、保護者に対する補助金相当分等。 〔放課後保育クラブ保育料〕(24年度実績) ①949,434千円 ②230,484千円 ③公費負担50%相当分、県補助金交付分、定員未達分(3,700人に対し3,066人)等。 〔下水道使用料〕(22年度実績) ①5,763,126千円 ②4,648,907千円 ③下水道事業審議会で、収支良化傾向や県内市町村との均衡等を考慮し料金引上げを見送った結果。 【合計】 ①7,646,828千円 ②5,498,912千円 ③---

7	<p>施設の設置目的等に応じた負担区分を設けることについて。設置目的別に負担区分を設けていることはわかったが、同一施設に関しても利用目的、利用者(例えば障がい者、要介護認定者、介助者)に応じて負担区分を変えている実例はあるか。(それとも同一施設は一律の使用料か)</p>	<p>○負担区分率は利用者全員で賄うべき負担分と考えていますので、施設ごとに一定との認識です。 ○但し、政策的判断で、利用目的や利用者(の態様)ごとに料金設定を違えているものも多々ありますので、その一例を別紙「使用料・料金設定例」で示します。</p>
8	<p>原価の算出基準について。条例で定めはあっても、その中で実質的な市民の負担を軽減したいという意図がこめられているか。</p>	<p>○過去の地方自治法逐条解説では「使用料は、…必要とする経費を賄うに足るをもって限度とし、なるべく低廉であるべきことはいうまでもない。」となっていることから、本市の算定基準が意図的な低め設定となっているかもしれないとは考えています。使用料算定式における分母に、「総面積」を用いていることはその表れとも推測しています。</p>
9	<p><b>【手数料】</b> 近隣市の料金と均衡を図ることについて。「近隣市」という場合、いつも決まった市を想定しているのか。(県内の同規模市、県内の隣接市、23区を含めた隣接市区、特に定義なし)</p>	<p>○必ず想定するのは、「同規模」で「隣接」である船橋市、柏市、松戸市です。</p>
10	<p>資料2ページ下欄の今回の見直しで料金改定の対象となる公の施設(点線で囲ってある20施設)について、指定管理を導入している施設はどこか。</p>	<p>文化会館、行徳公会堂、市民会館、文化施設のうち芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリーの計5施設となります。</p>
11	<p>20施設を公的必要性による区分(例えば、公的性の高いものからA、b、cに区分)および収益可能性による区分(例えば、収益可能性の高いものからA、b、cに区分)をするとどうなるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的必要性による区分について ⇒資料P5「受益者負担率の区分表」の「内容」欄にある通り、現状の区分表にはこの考え方を採用しておりますので、負担区分の公費負担率が高いものほど、公的必要性が高いものと考えております。</li> <li>・収益可能性による区分について ⇒施設によって「収益」の捉え方に違いがあることなどから、この考え方に基づいた区分をすることは困難と考えます。</li> </ul>

## 使用料・料金設定例

### ○市民プール使用料

態様	使用料徴収単位	金額
大人	1日	700円
高校生	1日	470円
小中学生	1日	230円
幼児	1日	無料

### ○中国分スポーツ広場使用料

態様	使用料徴収単位	金額
一般	1時間	1,000円
学生	1時間	500円

## 各委員からの意見要約一覧

### 検討事項

#### 【使用料】

- ①維持管理経費等の必要経費を上限とすることについて
- ②施設の設置目的等に応じた負担区分を設けることについて
- ③原価の算出基準について

#### 【手数料】

- ④近隣市の料金との均衡を図ることについて

#### 【その他】

- ⑤自由意見・質問

※各委員からの意見・質問について、上記内容ごとにまとめた。

#### 【使用料】

#### ①維持管理経費等の必要経費を上限とすることについて

- ・公共施設のため利益を求めることは適切ではないと考えるが、適切な運営が保たれるよう検討をするべきと考える。
- ・公共施設に利益を上乗せすることはふさわしくないので現行どおりでよい。
- ・必要経費を上限とすることについては、そのままよいと思う。

ただ、「必要経費」の捉え方が問題になってくると思う。

公民館の場合、原価は全公民館の管理運営費となっているので、かかる費用全てが含まれていると思われるが、その施設が有ることによってかかる費用はすべて含まなければならないと思う。

例えば、定期的に改修する必要のある施設なら改修費用も費用に含むべきだと考える。

トータルして回収する使用料が必要経費を上回らなければいいということにして、できる限り、回収使用料＝必要経費を目指してもよいのではないか。

- ・(1) 今や市川市の公共施設の利用料に、地方自治法の逐条解説「維持管理経費等の必要経費を上限とする事」を援用する事は、時代錯誤である。身の丈を超えた福祉のバラマキの結果、国家財政が破綻寸前にも拘らず、旧套墨守を重ねる事は、市民の為にならない。改革すべき時期が到来している。
- (2) 例えば交通の便が良い一等地に在る公の施設で、民間並み（か、それに近い）の利用料を貰えば、利益が出せる分野は、使用料を見直して適正利益を上げて、市の財政収入を増加させ、経常収支比率を低下させ、市川市の財政力を高めて、新規の市民サービス増加を図る事に用いるべきである。
- (3) この事は、大久保市長の説かれる行政経営精神『入るを図りて、出（いずる）を制する』（＝収入増加・支出抑制）の発現に繋がる。

(4) 行政と民間が同じ土俵で、同じ能力で勝負すれば、固定資産税・都市計画税・法人所得税・法人市民税等の負担が必要無いので、通常は行政の方が有利になる。これが「民業圧迫」である。

『官から民へ』の合言葉の下、民間が出来る事は民間に任せ、利益が採れる施設からは、しっかりと利益を上げる精神が、財政逼迫の行政(国～地方自治体)に求められている「行政経営感覚」である。

- ・地方自治法逐条解説に従っているということであり、減価償却費を含めた維持管理費を上限として、収益までは見込まないということに対しては、異存はない。
- ・当該施設の設置目的によっては、必要経費に将来の立替・更新の費用も算入しても構わないではないか。

## 【使用料】

### ②施設の設置目的等に応じた負担区分を設けることについて

- ・記号必要経費は稼働率 100 と想定し算出しているため、稼働率を考慮した負担区分や負担率を定める。
- ・付帯設備利用料（椅子・机・音響設備など）を別途定める。
- ・現行の負担区分は、内容があいまいであること、なぜこのような負担率になったか理解できないことから、0%区分以外はすべて100%にすることが望ましい。

ただし、公及び公に準ずる機関等の公目的の使用及び地域福祉・学校教育に寄与する目的で使用する場合は減免する。

- ・負担区分を設けることに関しては良いと思うが、現在の区分けと負担率でいいのかどうかは、検討する余地があると思う。

今回の検討対象には入っていないが、例えば、幼稚園の公費負担率は25%となっている。私立幼稚園に通わせている家庭が受けられる補助金と25%の公費との差が大きいならば、もっと公費負担率を下げてよいのではないかと感じる。

他に、利用者が限られているもの（延べ利用者数は多くても同じ人が何度も使うようなもの）は受益者負担を増やしてもよいのではないか。

- ・(1) 官民共に事業拡大は安易に出来ますが、事業や福祉の廃止・撤退には多くの抵抗・困難が伴う。
- ・(2) 民間では、損益計算で赤字続きの部門は廃止の運命にあるが、行政の場合は費用対効果の物差で判別しないので、既に使命が終了した事業・施設が生き残り、赤字を垂れ流す事が少なくないようだ。
- ・(3) 市川市の公の施設は、5百だとか8百幾ら在ると聞かすが、もっと統廃合できる所が在ると思う。

(4) 施設の使用料・手数料を増加させて得られるお金より、統廃合して施設の数を減らす方が、更に財政の節減に繋がる。価値工学のイロハは、廃止できないか、統合できないか、である。

(5) 使用料等の減免も、世情変化に合わせて継続的な見直しが必要だ。例えば駅近くの駐輪場使用料は、駅からの歩行距離短縮にも拘わらず、市議会を通すのが大変だと据置になっている例が有る。

国家レベルでは老人医療費負担抑制等の「既得権」廃止をしないと財政が持たないのと同様である。

- ・ 現行の設置目的に応じて5段階（0%から25%刻みで100%まで）の区分を設けるのは比較的わかりやすく、大原則としてはよろしい。但し目的に応じた負担区分が設けられた施設においても、実際の利用目的や、利用者の事情（例えば障害者等の弱者、市民の利用か非市民の利用か）などで減免や割増を行った方がよい。また施設使用申込みに対する突然や事後のキャンセルに対するペナルティも考慮すべき。（既に規定されているかもしれないが）
- ・ 受益者負担率の区分のところの公費と受益者で負担するものを、受益者75%、公費25%にすべき。
- ・ 稲沢 克祐（2010）『歳入確保の実践方法』学陽書房にあるような、そのほかの自治体の事例などを参考に、財政課資料5ページの区分表の、
  - ①区分自体の変更（区分の追加・細分化含む）
  - ②各施設に適用される区分の見直し
  - ③区分ごとの負担率の変更・見直しを行うことを考えるべきではないか。

## 【使用料】

### ③原価の算出基準について

---

- ・ 市民サービスと健全な財政運営の両面を鑑みた対応をはかるべき。
- ・ （前提：前回資料P6の(2)の数式中「前公民館の総建物面積」と「1日の開館時間」を例とする）
  - 原価（総運営費）負担は、利用者（貸出部屋面積合計）で按分する。
  - （理由）建物維持の為にかかる支出は、総面積（述べ面積）で算出されるのに対して、収入は利用部分（借用室面積）のみでしか算出されていない。共用トイレや廊下、また管理室は利用者で按分すべきである。  
よって資料赤枠内の「公民館の総建物面積」を、部屋面積総計とする。
  - 開館時間には、稼働率を想定すべきである。
  - （理由）民間の貸出部屋は稼働率を想定して、原価を按分している。公民館は100%の稼働率で計算されているが、市内の平均稼働率を算出し、実質の利用時間を稼働率とすべきである。

また、駅近施設等の利便性が高い施設では、利用料金に差別化する。

- ・原価ではなく使用料の算出基準が今回一番問題があると思う。  
公民館の場合、原価を総建物面積で割るのではなく、貸出部分の総面積で割るべきであり、稼働率も含んで割るべきであると思う。  
行政内部での使用や免除団体の使用等、収入につながらない利用率がある程度わかるのなら、稼働率から差し引いておくべきだと思う。  
また、原価とは別に、利便性のよい施設や設備の整っている施設は割増にしたり、駐車場が無い施設や不便な場所にある施設は割引をするのはどうか。
- ・(1) 戦略会議への提出資料での「原価」構成費：①人件費、②物件費、③維持修繕費、④備品購入費、⑤減価償却費の5項目のようだが、③と⑤を原価算入すると、一般的に利用料は安くない。  
(2) 使用料が超安価な原因の推定：①金を稼がない面積も分母に入れている。  
②受益者負担率が低すぎる。  
(3) 原価算定の改善提案1：①使用料を頂く面積を分母に入れて原価算出、②受益者負担割合の引上げ  
(4) 原価算定の改善提案2：民間事業なら当然負担する固定資産税などの租税公課も算入すべきである。
- ・消極的には了解。会議室使用料の事例が載っているが、受益者の負担が大きなものにならないように配慮した算出式となっている。管理や共用使用のためのスペース、また想定使用率なども本来見込むべきであるが、ともかく何らかの負担をいただいているということを行政としても非利用者に対する説明としているのか？場合によっては貸室等を行っている民業を圧迫する可能性もあるが、利用料を民間並みに上げた場合はどのような影響があるのか、アセスメントした方がよい。(p 3の民間との比較図は利益と記載している部分で誤解を受けないか？税とか他にも原価はあるし) 本来は一般に通じるような原価計算をもとに、おおまかな負担のランクから利用料を算出した上で、行政に必要なものを判断して減免率をさらに乗じた方がきちんとすると思うが、わかりにくくなってしまう。
- ・算出式をもっと実際の利用時間(稼働率)に基づかせるべき。

## 【手数料】

### ④近隣市の料金との均衡を図ることについて

---

- ・近隣市の料金との均衡を図ることは理解ができる。
- ・近隣市の手数料に関する考え方について意見交換を継続的に実施することも重要。
- ・手数料と経費との乖離の限度額を定め、それを超える場合は近隣市との均衡を図るのではなく、市民へ説明の上改定する必要もある。

- ・近隣市との均衡を図ることはやむを得ない。
- ・妥当だと思う。但し、それなりの理由づけも必要だと思う。  
市川市の手数料が近隣市より高くても、設備が整っているとか、利便性が高いならば高くてもしょうがないと思う。むしろ、その点を強調すべきだと思う。逆に、IT化などもっと工夫して人件費を減らす事はできないのか？
- ・(1) 現在の利用料が、近隣市の料金と差が有る場合は、地域間競争の観点から、当面、近隣市の相場に合わせざるを得ないと考える。一方では、近隣の他市も先行値上げを躊躇していると思われるので、東葛地区の市の連絡会議等を開催して、一斉値上げを協議する事も考えられる。
- (2) しかし、近隣市の相場に合わせる為に発生する赤字を是とせず、如何にしたら、当該部門で赤字を出さずに済むのかを真剣に検討して、具体的な改善プランを策定し、PDSのサイクルを回して、3～5年後に赤字を解消できるように努めるべきと考える。(←←これは民間企業の発想である)
- (3) 「コストダウンをしようとしまいと、どうせ他人の金だから、俺の懐に響かない！」という潜在意識を持たせないように、改善改革に熱心に取り組む「人財（組織の宝的な人）」・「人材（指示に従って真面目に仕事する人）」を人事評定で優遇して待遇を上げ、不熱心な「人在（員数として居るが、成果の出ない人）」・「人罪（組織の足を引っ張って、効率を下げる人）」は、年収が下がり、降格される信賞必罰の人事制度の導入と実施を急ぐ必要が有ると考える。
- (4) 行政は「親方日の丸」で絶対潰れない！ 公務員は首にならない！という意識を持った職員が多い地方自治体は、地域間競争で衰亡し、市民が損をする。行政の全分野に「経営感覚」を持ち込んで、行政経営に節約と効率の原則を導入して、行政経営に当って頂くようお願いしたい。
- ・近隣市との料金の均衡を図ることで異論はない。  
現状も近隣市を意識したとされており、住民票や印鑑証明について近隣の市区の手数料をサンプリングして見る限り、自動交付のケース含め横並びとなっている。受益者負担率の考え方はあるものの、積極的に差をつけるまでもないと思われる。証明書発行手数料が市区町村により倍以上の差異があるというのも困る。
- ・利用者やさらには新規住民を確保するという観点から、施設ごとに戦略的に考えるべき。近隣自治体の同種の施設（会議場など）が近接している場合は、市川市民以外の利用料金をあえて安くするなど。

## 【その他】

### ⑤自由意見・質問

---

- ・日頃の活動に公民館等をよく利用している。子育てサロンを開催し、子育て中の人たちが集って、お友達をつくるきっかけや子育ての悩み解消に役立っている。現在、公民館の利用料免除団体となっているので、参加者には無料や10

0円程度の参加費で賄えているが、もし利用料がかかるようになると、運営が厳しくなってしまう。このようなサロンに本当に来て欲しいタイプの人ほど、金銭面で課題を抱えていることが多いので、できる限り参加費は低く設定している。公民館の利用の中に、習い事タイプが多いが、このような利用には、民間の貸館と同額とは言いませんが、「講師謝礼の何%を利用料として支払う」くらい、しっかり徴収してもよいと思う。

公民館がどのような経緯で設置されたのか、今までのことはよく分からないが、公民館の利用登録をする際に記入する用紙に「講師」を記入する欄があるのも違和感を感じる。今までは習い事のための貸館だったのかもしれないが、これからの公民館は地域のコミュニティーセンターとしての役割が必要だと思う。誰でも気軽に足を運べる場所として、地域の核として機能して欲しい。今の公民館は、何かサークルに入っていなければ利用することもほとんどなく、地域交流の場を開こうと思っても、古くから利用している団体に優先権があって、新しい団体はなかなか利用できないという場所もある。

公民館の利用方法を各館の判断や利用者協議会に任せるのではなく、市内均一の利用規定をつくるべきだ。また、地域福祉のための利用と個人の利益のための利用の線引きを、きちんと定めるべきである。

日頃から思うのですが、市のサービスをたくさん利用できる人とほとんど利用しない人を、かかった経費で計算するとどのくらいの差が出るのか。必要ないから利用しなくて大丈夫という人はよいが、本当はサービスを利用したいが当てはまるサービスが無かったり、利用方法がわからなかったり、利用できないと断られたのなら、あまりにも不公平だと思う。必要とする人に公平にサービスが行き届くように工夫しながら、経費削減を考えていきたいと思う。また、必要以上にサービスが施されないような工夫も大事だと思う。

- 公の施設使用料について

公の施設で、指定管理者制度に法り、指定管理をしている施設については、特に、手続き条例上の施設利用料を指定管理を受けた民間が、ある一定自由に、金額を設定できるものとする。

指定管理者制度における手続条例上の利用料の規定と、現行の利用料の規定について見直しを行う。

- 今回の使用料見直しの対象となっていないもの、あるいは負担金として整理されているもの（行政として本来取り組むべき事業が多いかもしれないが）にも見直しの対象となっておかしくないものが含まれていないか？

## 1. 公共施設の使用料・手数料見直しについての考え方

- ・公共施設の使用料については、運営経費を利用者に負担してもらわないと、結果的に市税の投入が必要になり、利用しない市民までが負担することになる。その不公平をなくすためにも、受益者負担を原則として、利用者に負担してもらう必要がある。
- ・市川市では、地方自治法に基づき、必要経費を賄うため、維持管理費等の必要経費を上限に公共施設の使用料を受益者に負担してもらっている。その際、使用料単価は単価（コスト）に各施設の性格に応じた受益者負担率を乗じて算出している。使用料もこれまで3年毎に見直している。
- ・最近の行政をめぐる環境の変化や将来的な市財源確保のため、使用料・手数料を見直す必要がある。ただ、見直しに当たっては、以下のような市の財政状況のかつてない厳しさや客観情勢の動向も十分考慮する必要があると考える。

①市川市では、税収減や扶助費増等により平成26年度～28年度の累計財源不足額が約275億円にのぼる見通し。

—財源不足額を全て使用料・手数料の見直しだけで穴埋めするのはとても無理なので、市職員の給与体系の一段の見直しや市の施策・諸事業の全般的な再点検等も求められる。

②現政権の経済政策のアベノミクスでは平成25年度から2年間で消費者物価を2%上昇させる方針で金融政策が運営されていること（これは、使用料原価に含まれる経費である管理運営費の物件費、維持補修費、備品購入費の押し上げ要因となる）。

③平成25年7月から地方公務員給与を7.5%削減するよう国から要請されていること（これは、使用料原価に含まれる経費である管理運営費の相当なウェイトを占める人件費の引き下げ要因となる）。

なお、前記（特に②と③）のようなことを踏まえて、今回の見直しで料金改定の対象となっている全ての公共施設の使用料・手数料体系にどのように影響するのか、試算してみる必要があるのではないかと考える。また、3年毎に見直していた使用料の見直し時期についても、従来以上に柔軟に対応する必要があると考える。

- ・市民に負担増をお願いする以上、市役所内部では、①市職員に市の財政状況がかつてなく厳しいことを十分理解してもらうとともに、全職員がそれを共有すること、②施設管理に当たっては、市民の納得が得られるように効率的かつ合理的に運営し、費用面等も相当切り詰めた状態であること、が求められる。
- ・市民に使用料・手数料の引き上げを要請すれば、市民の負担増になるので、市民からの反発が予想されるが、そうした反発に対して正々と説明し、説得できるだけの論理的で公平感のある考え方を整理しておく必要がある。また、過度の引き上げは、市民生活の圧迫や近隣市との都市間競争上不利になるという視点や急激に引き上げ過ぎて、各施設の利活用が極度に低下してしまうようなことになると本末転倒ということなども念頭におく必要がある。

## 2. 具体的な使用料・手数料の見直しについて

### ① 受益者負担率と公費（市税等）の割合を毎年、自動的に設定替えする仕組み作りの提案

— 受益者負担率が一定のままであれば、その間の施設の稼働率が低下すると、その分市税投入額（市民負担）が増大することになる。

その対策として、施設の稼働率が低下しても市税投入額（市民負担）を増やさないような仕組みを作って、毎年、受益者負担率を高めるようにすべきと考える。

— 下表の例によれば、稼働率が低下して市税投入率が10%以上高まると翌年度には、自動的に受益者負担率が10%引き上がるような仕組み。

<例>

年 度	受益者負担率	市税投入率	合 計
2012年度	50%	50%	100%
	↓	↓	↓
2013年度	40%	60%	100%
	↓	↓	↓
2014年度	50%	50%	100%

② 受益者負担区分率の区分表の中で、斎場の受益者負担率は25%であるが、利用者が特定され、かつ利用頻度が限定されるので、市民にとってそれほど大きな負担になるとも思えないので、市の財政状況が厳しくなっていることを理由に、この際、受益者負担率を25%→50%に引き上げてよいと考える。また、受益者負担率50%の施設のうち体育館、市民プール、運動場、スポーツ広場、動植物園、健康増進センター（トレーニング）の6施設は全市民が対象であるが、どちらかといえば、利用者が特定され、しかも使用目的が自分自身のための健康増進やトレーニング、趣味等に活用されている面が強く、施設として公的必要性は低くなっているため、受益者負担率を50%→75%に引き上げてよいのではないかと（前記6施設は他の14施設とは性格が異なる）と考える。

— このうち健康増進センター（トレーニング）は、赤字を抱えながら運営する必要はないし、この種の公的施設が低料金で市民の利用に供することは民業圧迫にもつながるので、早期に民営化を検討すべきと考える。

③ 公民館の使用料は、1時間あたり㎡単価が他市や市川市内の民間会議室と比べ余りにも低額であり、明らかに民業を圧迫していると思われるので、過度な市民負担にならない範囲で引き上げてよいのではないかと（例：現状の2倍程度引き上げ）。

④ 手数料は、戸籍謄本のように、政令により全国的に統一（1通450円）されているものもあるので、施設使用料に比べ引き上げの余地が少ないが、一般的には市民一人あたりの利用頻度がそれほど多くないと考えられるので、大きな負担になるとか都市間競争上不利になるとは思えない（利用頻度がそれほど多くない住民票や印鑑証明等の手数料が多少割高だからといって、転入を取り止めるような人は殆どいないとみられる）。現状、近隣市との均衡を考慮して同額で設定しているが、市の財政状況の厳しさを踏まえ、この際、一步踏み込んで近隣市より高めに設定してもよ

いのではないか。

—手数料を引き上げることで、市民に市川市の財政状況の厳しさもここまできたか、と実感してもらおうと同時に今回使用料・手数料見直しの突破口ないしは聖域を設けないという意味でも引き上げに踏み切ってもよいのではないかと考える。

# 「使用料・手数料の見直し」に対する意見

## 1 言葉の定義

公民館使用料算出方法で使用されている言葉は曖昧なまま使用されているものが散見され、それが実際の使用料収入と理論値との齟齬を生んでいるように見える。以下、少々細かいが、きちんと定義する。

用語	意味
総コスト	管理運営費(総額)
総使用料	市民が、当該年度に実際に支払った使用料の合計
部屋[Rの]コスト	部屋[R]を1時間使用するときにかかるコスト
部屋[Rの]使用料	部屋[R]を1時間使用するときを支払う料金
使用料単価	部屋コストに受益者負担率(名目)を乗じた値。部屋使用料 現状、市民が使用料として支払っている一時間あたりの料金
総建物面積	全公民館の総建物面積
総部屋面積	全公民館の貸し部屋総面積
開館日数	開館日数。すべての公民館で一律に、資料の例では335日としている
開館時間	1日の開館時間。すべての公民館で、資料例では12時間としている
ユニット	1時間、1m <sup>2</sup> を1ユニットとする
ユニットコスト	1ユニットあたりのコスト
受益者負担率(名目)	現行の受益者負担率
受益者負担率(実質)	総使用料の総コストに占める割合
稼働率	利用可能な部屋のコマ数に対する、実際に部屋が利用された時間の割合

なお、元の資料で定義が曖昧なもの(例えば「コスト」、「使用料単価」など)の用語や概念の統一はあきらめた部分がある。

## 2 現行の使用料算出方法

$$\begin{aligned} \text{総コスト} &= \text{管理運営費} && (1) \\ &= \text{市税等(赤字の補填)} + \text{総使用料} && (2) \\ \text{使用料単価} &= \text{コスト} \times \text{受益者負担率(名目)} && (3) \end{aligned}$$

$$\text{受益者負担率(名目)} = \frac{\text{使用料単価}}{\text{コスト}} \quad (4)$$

$$\text{ユニットコスト} = \frac{\text{総コスト}}{\text{総建物面積} \times \text{開館日数} \times \text{開館時間}} \times \text{受益者負担率(名目)} \quad (5)$$

$$\text{部屋使用料} = \text{ユニットコスト} \times \text{部屋面積} \quad (6)$$

$$\text{手数料単価} = \frac{\text{所要経費}}{\text{年間処理件数}} \quad (7)$$

## 2.1 暗黙の前提

実際に収入として得られた使用料を考察の範疇に入れてみる。まず、

$$\text{総使用料} = \text{総コスト} \times \text{受益者負担率(実質)} \quad (8)$$

と定める。このとき、

$$\text{受益者負担率(実質)} = \frac{\text{総使用料}}{\text{総コスト}} \quad (9)$$

$$\text{受益者負担率(名目)} = \frac{\text{使用料単価}}{\text{コスト}} \quad (10)$$

$$=? \frac{\text{部屋使用料}}{\text{部屋コスト}} \quad (11)$$

と複数の受益者負担率が存在する。市の使用料算定手続きでは、この二つ(もしくは三つ)の受益者負担率があたかも等しい、すなわち

$$\text{受益者負担率(実質)} \approx \text{受益者負担率(名目)} \quad (12)$$

と暗黙のうちに仮定しているようにみえる。このことが次で述べる問題点の直接の原因となっている。

## 3 使用料算出方法の問題点

- 支払っている使用料と実際のコストがどれだけ乖離しているのかが把握できない。
- 総コスト、総使用料が報告されていないので、そもそも現実的な受益者負担率の計算ができず、「使用料・手数料の見直し」の議論ができない。例えば、いくら他市や民間の利用料金に比べ本市の公民館の使用料が安価であっても、実際に赤字が出ていないのであれば、「必要経費を賄うに足ることをもって限度」とせざるを得ず、使用料を改定し赤字を補うという議論はできない。
- 部屋の使用料を算出する際、一旦総建物面積で割って、各部屋面積を乗じている。

$$\text{総部屋面積} < \text{総建物面積}$$

であるため、必ず赤字になる。

- 同様に、各部屋の稼働率を考慮していない。稼働率は理論上 100% を超えることはなく、また事実上かなり小さいためこれもほぼ必ず赤字になる。

## 4 使用料算出方法見直し

以下、ざっくりとした方針。

- 全公民館の総建物面積 ⇒ 全公民館の総部屋面積へ変更
- 稼働率を考慮する
- 受益者負担率は部屋ごとに定め、後で乗じる

### 4.1 稼働率の定義

過去3年間の平均稼働率を、例えば次式の要領で算出する。

稼働率の定義

$$\text{総ユニット数} = \frac{\text{総部屋面積} \times \text{開館日数} \times \text{開館時間}}{X} \quad (13)$$

$$\text{稼働ユニット数} = \text{部屋面積 (R)} \times \text{年間利用時間 (R)} \quad (14)$$

$$\text{稼働率} = \frac{\text{稼働ユニット数}}{\text{総ユニット数}} \quad (15)$$

### 4.2 ユニットコストの再定義

ユニットコスト (1時間、1m<sup>2</sup>あたりの料金単価) の算出

$$\text{ユニットコスト}^0 = \frac{\text{総コスト}}{\text{総部屋面積} \times \text{開館日数} \times \text{開館時間} \times \text{稼働率}} \quad (16)$$

#### 4.2.1 注意点

公民館に貸部屋、および共用スペース以外の部屋スペースが存在する場合には、その公民館のコストを部屋面積の比率で案分するなどの処理が必要である。

$$\text{公民館建物面積} = \text{貸部屋面積} + \text{他用途スペースの面積} + \text{共用スペースの面積} \quad (17)$$

$$\text{公民館貸部屋コスト} = \text{公民館コスト} \times \frac{\text{貸部屋面積}}{\text{貸部屋面積} + \text{他用途スペースの面積}} \quad (18)$$

### 4.3 公民館、貸部屋単位での受益者負担率の調整

今までの算出方法は会議室の利便性などは考慮していない。この不平等を解消するとき、それぞれの部屋ごとの受益者負担率を乗じるべき。たとえば、

- A 会議室: 築浅、駅近で便利、部屋の広さも十分あり使い勝手が良い。受益者負担率を 1.3 とする。

- B会議室: 古く、使い勝手がわるい。受益者負担率を 0.5 とする。

以上のような場合、

$$\text{部屋 A の使用料} = \text{部屋 A のコスト} \times \text{受益者負担率 (A)} \quad (19)$$

$$= \text{部屋 A のコスト} \times 1:3 \quad (20)$$

$$\text{部屋 B の使用料} = \text{部屋 B のコスト} \times \text{受益者負担率 (B)} \quad (21)$$

$$= \text{部屋 B のコスト} \times 0:5 \quad (22)$$

$$(23)$$

総額での受益者負担率が 1.0 に近づく、すなわち黒字にも赤字にもならないようにする。そのためには、それぞれの公民館ごとの経費や築年数、路線価などを考慮に入れるなどの工夫が必要である。

#### 4.4 部屋ごとの使用料の再定義

以上の議論をまとめると次のようになる。

部屋ごとの使用料

$$\text{部屋 R の使用料}^0 = \text{ユニットコスト}^0 \times \text{部屋 R の面積} \times \text{受益者負担率 (R)} \quad (24)$$

## 5 最後に

本提案でもっとも強調したい点は、受益者負担率(実質)の把握である。ここであげた使用料算出方法の見直し案を実施したとしても実際の収入と支出が 100% バランスする訳ではない。これは、コスト、開館日数、開館時間をそれぞれの公民館のばらつきを無視した平均値や単なる総数を使っているため、誤差を含むことが原理的に避けられないことによる。逆に、誤差が混入することを前提とし、その誤差がどの程度なのかを受益者負担率(実質)を使用して把握し、例えば、部屋ごとの受益者負担率料を加減することで微調整できる余地を担保しておくことが必要であると考えている。

ここで提示した計算方法では、従来のものに比べ、計算式が少々複雑になることも予想される。しかし、ここであげた数式のプログラムはいずれも小規模で、かつ難しくない。PCの表計算ソフトで容易に(安価で)実現可能であることが予想される。つまり、大幅な予算拡大や、事務手続きの煩雑化にはつながらない。